広島市ごみ処理施設ごみ計量システム等更新事業公募型プロポーザル手続き開始の公示

令和８年１１月６日

次のとおり提案書の提出を招請します。

広島市長　松　井　一　實

１　事業概要

⑴　事業名

広島市ごみ処理施設ごみ計量システム等更新事業

⑵　契約期間

契約締結日から令和１２年３月３１日まで

⑶　事業内容

本市のごみ処理施設では、搬入されたごみの重量や車両情報などを記録するため、各施設にごみ計量システムを導入しており、ごみ計量システムで計量したデータにより固形状一般廃棄物処分手数料の徴収、ごみピット残高の把握による各工場間での搬入調整及びごみ処理実績の算出を行っている。各施設に導入されているごみ計量システムに違いがあることから、本事業においてごみ計量システムを統一的に更新することにより、ごみ計量業務の安定的な運用と円滑化を図る。

また、ごみ計量システムの車両識別に使用しているパンチカード読取機は既に製造が終了しており、システムを構成する機器の老朽化も進んでいるため、ごみ計量システムの更新に合わせて、システムの稼働に必要な計量機を更新するものである。

詳細は「広島市ごみ処理施設ごみ計量システム等更新事業募集要項」（以下「募集要項」という。）のとおり。

⑷　事業費限度額（事業年度毎の事業費限度額は別表のとおり。）

１５０，０００，０００円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

２　受託候補者の特定及び契約について

公募型プロポーザルにより民間事業者からの提案を広く募集し、受託候補者を特定する。詳細は「募集要項」のとおり。

３　応募条件

⑴　応募要件

ア　本事業の応募者は、本事業を実施する能力のある単独事業者とし、複数の事業者が共同して応募することは認めない。

イ　応募者は、⑵及び⑶で示す資格要件の全てに合致しなければならない。

⑵　応募者資格

応募者の資格要件は、次のとおりとする。

ア　参加表明書及び資格確認書類により、本事業を十分に遂行できると認められる者であること。

イ　本事業を円滑かつ迅速に対応できる者であること。

ウ　地方公共団体（一部事務組合を含む。以下、同じ。）が設置する一般廃棄物処理施設※1において、平成２２年４月１日以降に元請※2として完成・引渡しが完了した計量機一式※3を設置した工事等の実績を１件以上有すること。

※１　一般廃棄物処理施設とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第８条第１項に規定する一般廃棄物処理施設をいう。

※２　元請とは、発注者と直接契約を締結した者とする。

※３　計量機一式とは、環境省が公表する「廃棄物処理施設の発注仕様書及び要求水準書作成の手引き（標準発注仕様書・要求水準書及びその解説）　エネルギー回収型廃棄物処理施設編」の最新版に記載される計量機の機能及び構成機器について、その全てを対象としたものに限る。計量機の一部を既設流用している場合は、実績として認めない。

エ　広島市建設工事競争入札参加資格の「令和７・８年度」の「機械器具設置工事」で認定されている者であること。なお、参加表明書提出時に当該資格を有していない者は、担当課が参加資格の確認を行い、当該資格と同等の資格を有していると認められる場合は、広島市建設工事競争入札参加資格の「令和７・８年度」の「機械器具設置工事」で認定されている者とみなす。ただし、この参加確認申請は、本事業に対してのみ有効とする。

⑶　応募者は、次の要件を全て満たすこと。

ア　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４及び広島市契約規則（昭和３９年広島市規則第２８号）第２条の規定に該当していない者であること。

イ　広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

ウ　公示日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止の措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

エ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律７７号）第３条又は第４条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していない者であること。

オ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしていない者であること。

カ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申し立て（同法附則第２条の規定により、なお従前の例によることとされている更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和２７年法律第１７２号。以下「旧法」という。）第３０条第１項及び第２項の規定による更生手続開始の申し立てを含む。以下「更生手続開始の申し立て」という。）をしていない者又は申し立てをなされていない者であること。ただし、同法第４１条第１項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係わる旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合に当たっては、更生手続開始の申し立てをしなかった者又は更生手続開始の申し立てをなされなかった者とみなす。

キ　最近１年間の法人税、事業税、地方税を滞納していない者であること。

４　手続き等

⑴　担当課

広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号　広島市役所４階
環境局環境施設部
電　話　０８２－５０４－２２１６（直通）
ＦＡＸ　０８２－５０４－２２２９
Ｅ－ｍａｉｌ　ka-shisetsu@city.hiroshima.lg.jp

⑵　募集要項等の交付方法

広島市のホームページ（https://www.city.hiroshima.lg.jp/）のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報　トップページ」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和８年度　プロポーザル・コンペ案件」からダウンロードできる。ただし、これにより難い場合（ダウンロードできない場合を含む。）は、担当課において交付する。

なお、既存図面の配付希望者は、担当課へ電話のうえ、様式１－１により申込を行うこと。

・　交付期間

公示日から令和８年１１月１８日（水）までの８時３０分から１７時１５分まで（ただし、本市の休日（広島市の休日を定める条例(平成３年広島市条例第４９号)第１条第１項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）を除く。）。

⑶　募集要項等に関する質問の受付及び回答

ア　募集要項等に関する質問がある場合は、持参又は郵送（ただし、書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）により、以下のとおり担当課に提出すること。 なお、持参する場合は受付期間の８時３０分から１７時１５分まで（ただし、本市の休日を除く。）とし、郵送の場合は受付期間の最終日必着とする。

・　受付期間

令和８年１１月　６日（金）から令和８年１１月１１日（水）まで

イ　アの質問に対する回答は、質問を受けた日の翌開庁日以降において、本市のホームページからダウンロードできる。

⑷　参加表明書及び資格確認書類の提出

持参又は郵送（ただし、書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）により、以下のとおり担当課に提出すること。 なお、持参する場合は受付期間の８時３０分から１７時１５分まで（ただし、本市の休日を除く。）とし、郵送の場合は受付期間の最終日必着とする。

イ(ｲ)について、配付希望者は、担当課への電話又は電子メールにより申請書類の様式等の配付申込を行うこと。

ア　受付期間

令和８年１１月　６日（金）から令和８年１１月１８日（水）まで

イ　提出書類

(ｱ)　次の提出書類にインデックスを付け、１部提出すること。

なお、(ｲ)に該当する場合、(ｱ)に示す書類と併せて提出すること。

a　参加表明書（様式１－３）

b　事業実績調書（様式１－４）

c　誓約書（様式１－５）

d　広島市税の納税証明書

（本市への納税義務がない者にあっては申立書（広島市税用）（様式１－６））

e　消費税及び地方消費税の納税証明書

(ｲ)　広島市建設工事競争入札参加資格の「令和７・８年度」の「機械器具設置工事」で認定されていない者

a　建設工事提出書類一覧

b　参加資格確認申請書

c　委任状

d　履歴事項全部証明書（現在事項全部証明書は不可とする。）

e　経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

f　建設業許可（機械器具設置工事）が確認できる書類

g　営業所一覧表

h　営業所等調書兼実態調査同意書

⑸　提案書の提出

持参又は郵送（ただし、書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）により、以下のとおり担当課に提出すること。 なお、持参する場合は受付期間の８時３０分から１７時１５分まで（ただし、本市の休日を除く。）とし、郵送の場合は受付期間の最終日必着とする。

提案書について、提出後の差替えはできないものとする。

ア　受付期間

令和８年１１月２５日（水）から令和８年１２月２４日（木）まで

イ　提案書提出書類

(ｱ)　提案書提出届（様式３－１）

(ｲ)　事業実施計画（様式３－２）

(ｳ)　更新設備の性能・信頼性・保証（様式３－３）

(ｴ)　システムの機能性（様式３－４）

(ｵ)　施工計画（様式３－５）

(ｶ)　保守内容・保守体制（様式３－６）

(ｷ)　その他有効な提案（様式３－７）

(ｸ)　更新機器一覧・システム構成図（様式３－８）

(ｹ)　提案時参考見積書（様式３－９）

ウ　イの提出書類をＡ４縦長ファイルに綴じ、次のとおり提出すること。

(ｱ)　提案書（本書）　：　１部（称号や代表企業名等を記載し、押印したもの）

提案書（評価用）：１０部（本市が指定した名称のみを記載したもの）

(ｲ)　提案書（評価用）の内容を記録したＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒ等の光学メディア：１部

５　審査及び審査結果の通知

⑴　審査内容及び特定基準

「広島市ごみ処理施設ごみ計量システム等更新事業特定基準」（以下「特定基準」という。）のとおり。

⑵　審査の流れ

「募集要項」のとおり。

⑶　審査結果の通知

ア　審査の結果は、令和９年１月中旬に応募者に文書で通知する。なお、電話等による問い合わせには一切応じない。

イ　審査結果に対する異議を申し立てることはできず、質問は一切受け付けない。

ウ　優先交渉権者を本市のホームページで公表する。

⑷　失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア　提案期限を過ぎて提案書が提出された場合

イ　提案書に虚偽の記載があった場合

ウ　審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ　「募集要項」に違反すると認められる場合

オ　各年度の事業費が事業費限度額を超えている場合

６　その他

⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　応募者資格等を有しない者のした提案書の提出及び提案書の提出に関する条件に違反した者の提案書は無効とする。

⑶　その他、詳細は「募集要項」のとおり。

別表　事業年度毎の事業費限度額

年度	事業費限度額
令和８年度	０円
令和９年度	５１，０００，０００円
令和１０年度	４８，０００，０００円
令和１１年度	５１，０００，０００円